

測量業務共通仕様書

平成 4 年	5 月	制	定
平成 20 年	12 月	改	定
平成 22 年	2 月	改	定
平成 25 年	4 月	改	定

横 浜 市

目 次

第 1 条	適用	1
第 2 条	用語の定義	1
第 3 条	受託者の義務	2
第 4 条	業務の着手	3
第 5 条	測定の基準	3
第 6 条	業務の実施	3
第 7 条	設計図書を支給及び点検	3
第 8 条	監督員	3
第 9 条	主任技術者	3
第 10 条	担当技術者	4
第 11 条	提出書類	4
第 12 条	打合せ等	4
第 13 条	委託業務計画書	4
第 14 条	資料等の貸与及び返却	5
第 15 条	関係官公庁への手続き等	5
第 16 条	地元関係者との交渉等	5
第 17 条	土地への立入り等	6
第 18 条	成果品の提出	6
第 19 条	関係法令及び条例の遵守	6
第 20 条	検 査	6
第 21 条	修 補	7
第 22 条	条件変更等	7
第 23 条	契約変更	7
第 24 条	履行期間の変更	8
第 25 条	一時中止	8
第 26 条	委託者の賠償責任	8
第 27 条	受託者の賠償責任	8
第 28 条	部分使用	8
第 29 条	再委託	8
第 30 条	成果品の使用等	9
第 31 条	守秘義務	9
第 32 条	個人情報の取扱い	10
第 33 条	安全等の確保	11
第 34 条	臨機の措置	12
第 35 条	履行報告	12
第 36 条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	12
第 37 条	行政情報流出防止対策の強化	12

第 1 条 適用

- 1 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、横浜市の発注する測量業務に係る設計・測量等委託契約約款（以下「契約約款」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読みとりと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受託者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 4 設計及び地質調査に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

第 2 条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「委託者」とは、市長又はその委任を受けた者をいう。
- 2 「受託者」とは、測量業務の実施に関し、委託者と契約を締結した個人又は会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- 3 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受託者又は主任技術者に対する指示、承諾または協議等の職務を行う者で、測量業務に当たって横浜市設計・測量等委託業務監督事務取扱規程第 2 条第 1 項(4)の規定に基づき監督を行う者をいう。また、総括監督員、主任監督員及び担当監督員を総称していい、同規程第 3 条の規定に基づき一般的職務等を行う。
- 4 「検査員」とは、測量業務の完了及び履行部分の検査に当たって、横浜市設計・測量等委託業務検査事務取扱規程第 2 条第 1 項(3)の規定に基づき検査を行う者をいう。
- 5 「主任技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約約款第 10 条第 1 項の規定に基づき受託者が定めた者をいう。
- 6 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受託者が定めた者をいう。
- 7 「契約図書」とは、契約書、契約約款及び設計図書をいう。
- 8 「契約書」とは、別冊の委託業務契約書をいう。
- 9 「設計図書」とは、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 10 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- 11 「共通仕様書」とは、各測量業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- 12 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し当該測量業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 13 「設計書」とは、測量業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- 14 「現場説明書」とは、測量業務の入札等に参加する者に対して、委託者が当該測量業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- 15 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、委託者が回答する書面をいう。

- 16 「図面」とは、入札等に際して委託者が交付した図面及び委託者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- 17 「指示」とは、監督員が受託者に対し、測量業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 18 「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行又は変更に関して相手方に書面をもって行為又は同意を求めることをいう。
- 19 「通知」とは、委託者又は監督員が受託者に対し、又は受託者が委託者若しくは監督員に対し、測量業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 20 「報告」とは、受託者が監督員に対し、測量業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 21 「申し出」とは、受託者が契約内容の履行又は変更に関し、委託者に対し書面をもって同意を求めることをいう。
- 22 「承諾」とは、受託者が監督員に対し、書面で申し出た測量業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 23 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 24 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 25 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- 26 「提出」とは、受託者が監督員に対し、測量業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 27 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。
 - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
 - (2) 書面を電子納品する場合は、別途監督員と協議するものとする。
- 28 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が測量業務の完了及び履行部分を確認することをいう。
- 29 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 30 「修補」とは、委託者が検査時に受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受託者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 31 「協力者」とは、受託者が測量業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。
- 32 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- 33 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。
- 34 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受託者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
- 35 「受理」とは、契約図書に基づき、受託者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第 3 条 受託者の義務

受託者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき

諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

第 4 条 業務の着手

受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 7 日以内に測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が測量業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。

第 5 条 測量の基準

測量の基準は、横浜市の定める「公共測量作業規程及び同規程に係る運用基準」（以下「規程」という。）第 2 条の規定によるほか、監督員の指示によるものとする。

第 6 条 業務の実施

測量業務は、「規程」により実施するものとする。

第 7 条 設計図書の支給及び点検

- 1 受託者からの要求があった場合で、監督員が必要と認めたときは、受託者に図面の原図又は電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているもの又はインターネットからダウンロードするなどして入手が可能なものについては、受託者の負担において備えるものとする。
- 2 受託者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めるときは、受託者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第 8 条 監督員

- 1 委託者は、測量業務における監督員を定め、受託者に通知するものとする。
- 2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約約款の規定に基づく監督員の権限は、契約約款第 9 条第 2 項に規定した事項とする。
- 4 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督員は、口頭によるその指示等を行った後 7 日以内に書面で受託者に指示するものとする。

第 9 条 主任技術者

- 1 受託者は、測量業務における主任技術者を定め、委託者に通知するものとする。
- 2 主任技術者は、契約図書等に基づき、測量業務に関する技術上の管理を行うものとする。
- 3 主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するもので日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 4 主任技術者は、監督員が指示する関連のある測量業務等の受託者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

第 10 条 担当技術者

- 1 受託者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、委託者に通知するものとする。(主任技術者と兼務するものを除く。) なお、担当技術者を複数にわたる場合は3名までとする。
- 2 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。
- 3 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第 11 条 提出書類

- 1 受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て、委託者に遅滞なく提出しなければならない。
- 2 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(テクリス)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、書面により監督員の確認を受けた上、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第 12 条 打合せ等

- 1 測量業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が書面に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面を作成するものとする。
- 2 測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受託者が書面に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 受託者は、支給材料について、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなくてはならない。

また、受託者は、業務完了時(完了前であっても工程上支給品の精算が行えるものについてはその時点)には支給品精算書を監督員に提出しなければならない。

- 4 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第 13 条 委託業務計画書

- 1 受託者は、契約締結後に委託業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 2 委託業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果品の内容、部数
- (7) 使用する主な図書及び基準
- (8) 連絡体制（緊急時を含む。）
- (9) 使用する主な機器
- (10) その他

3 受託者は、委託業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更委託業務計画書を提出しなければならない。

4 監督員の指示した事項については、受託者はさらに詳細な委託業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

第 14 条 資料等の貸与及び返却

- 1 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受託者に貸与するものとする。
- 2 受託者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は、直ちに監督員に返却するものとする。
- 3 受託者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受託者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

第 15 条 関係官公庁への手続き等

- 1 受託者は、測量業務の実施に当たっては、委託者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

第 16 条 地元関係者との交渉等

- 1 地元関係者への説明、交渉等は、委託者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受託者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受託者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 受託者は、測量業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受託者は、設計図書の定め又は監督員の指示により受託者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

4 受託者は、測量業務の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

5 受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、委託者と協議のうえ定めるものとする。

第 17 条 土地への立入り等

1 受託者は、屋外で行う測量業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに監督員に報告し指示を受けなければならない。

2 受託者は、測量業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、委託者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受託者はこれに協力しなければならない。

3 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督員と協議により定めるものとする。

4 受託者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書及び腕章の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受託者は、立入り作業完了後 10 日以内に身分証明書及び腕章を委託者に返却しなければならない。

第 18 条 成果品の提出

1 受託者は、測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果品を委託業務完了届出書とともに提出し、検査を受けるものとする。

2 受託者は、設計図書に定めがある場合又は監督員の指示する場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

3 受託者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（SI）とする。

4 受託者は、成果品を本市の「設計業務等の電子納品要領（案）土木編」及び設計図書に基づき電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で正副各 1 部を提出するものとする。

なお、電子納品に対応するための措置については本市の「電子納品運用ガイドライン（案）測量編」を参考にするものとする。

第 19 条 関係法令及び条例の遵守

受託者は、測量業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第 20 条 検査

1 受託者は、契約約款第 30 条第 1 項の規定に基づき、委託業務完了届出書を委託者に提出する際

には、契約図書により義務付けられた資料を提出していただかなければならない。

2 委託者は、測量業務の検査に先立って受託者に対して検査日を通知するものとする。この場合において、受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受託者の負担とする。

3 検査員は、監督員及び主任技術者の立会いの上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 測量業務成果品の検査

(2) 測量業務管理状況の検査

測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については本市の「電子納品運用ガイドライン（案）測量編」を参考にするものとする。

第 21 条 修 補

1 検査員は、検査に合格しないと認められた場合には総括監督員に通知し、総括監督員は受託者に対して期限を定めて修補を指示するものとする。

2 受託者は、指示を受けた場合に速やかに修補をしなければならない。

3 受託者は、修補完了後に再度検査を受けなければならない。

なお、検査員が完了の確認をした場合には、委託者は、検査の結果を受託者に通知するものとする。

第 22 条 条件変更等

1 監督員が、受託者に対して測量業務内容の変更又は設計図書の訂正（以下「測量業務の変更」という。）の指示を行う場合は、監督員指示書によるものとする。

2 受託者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を監督員に報告し、その確認を求めなければならない。

なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。

(1) 第 16 条に定める現地への立入りが不可能となった場合

(2) 天災その他の不可抗力による損害

(3) その他、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合

第 23 条 契約変更

1 委託者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務契約の変更を行うものとする。

(1) 測量業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合

(2) 履行期間の変更を行う場合

(3) 監督員と受託者が協議し、測量業務施行上必要があると認められる場合

(4) 契約約款第 28 条の規定に基づき契約金額の変更を代える設計図書の変更を行う場合

2 委託者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。

(1) 前条の規定に基づき監督員が受託者に指示した事項

(2) 測量業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項

(3) その他委託者又は監督員と受託者との協議で決定された事項

第 24 条 履行期間の変更

- 1 委託者は、受託者に対して測量業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2 委託者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3 受託者は、契約約款第 20 条第 1 項に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を委託者に提出しなければならない。
- 4 契約約款第 21 条第 1 項に基づき、委託者の請求により履行期間を短縮した場合には、受託者は、速やかに委託業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 25 条 一時中止

- 1 契約約款第 19 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、委託者は受託者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による測量業務の中断については、第 34 条臨機の措置により、受託者は適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、測量業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により測量業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により測量業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受託者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、委託者が必要と認めた場合
- 2 委託者は、受託者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には測量業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
 - 3 前 2 項の場合において、受託者は測量業務の現場の保全については監督員の指示に従わなければならない。

第 26 条 委託者の賠償責任

委託者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約約款第 26 条に規定する一般的損害、契約約款第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害について、委託者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 委託者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第 27 条 受託者の賠償責任

受託者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約約款第 26 条に規定する一般的損害、契約約款第 27 条に規定する第三者に及ぼした損害に

- ついて、受託者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約約款第 38 条に規定する瑕疵責任に係る損害
 - (3) 受託者の責により損害が生じた場合

第 28 条 部分使用

- 1 委託者は、次の各号に掲げる場合において、契約約款第 32 条の規定に基づき、受託者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途測量業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
- 2 受託者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を委託者に提出するものとする。

第 29 条 再委託

- 1 契約約款第 6 条に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受託者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等
- 2 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託に当たっては、委託者の承諾を必要としない。
- 3 受託者は、前 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、委託者の承諾を得てなければならない。
- 4 受託者は、測量業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、横浜市の競争参加資格者である場合は、横浜市の指名停止期間中であってはならない。

第 30 条 成果品の使用等

- 1 受託者は、契約約款第 5 条第 4 項の定めに従い、委託者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を発表することができる。
- 2 受託者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約約款第 7 条に基づき委託者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に委託者の承諾を受けなければならない。

第 31 条 守秘義務

- 1 受託者は、契約約款第 1 条第 4 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 3 受託者は本業務に関して委託者から貸与された情報その他知り得た情報を第 13 条に示す委託業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

- 4 受託者は、当該業務に関して委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。
- 5 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、委託者の許可なく複製しないこと。
- 6 受託者は、当該業務完了時に、委託者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- 7 受託者は、当該業務の遂行において貸与された委託者の情報の外部への漏洩 若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに委託者に報告するものとする。

第 32 条 個人情報の取扱い

1 基本的事項

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び同施行令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 秘密の保持

受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 取得の制限

受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5 複写等の禁止

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6 再委託の禁止

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

7 事案発生時における報告

受託者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、適切な指示を講じなければならない。なお、委託者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8 資料等の返却等

受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに委託者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、委託者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9 管理の確認等

委託者は、受託者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、委託者は必要と認めるときは、受託者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10 管理体制の整備

受託者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11 従事者への周知

受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 33 条 安全等の確保

1 受託者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受託者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

(2) 受託者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。

(3) 受託者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。

2 受託者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。

3 受託者は、屋外で行う測量業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

4 受託者は、屋外で行う測量業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

5 受託者は、屋外で行う測量業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 受託者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達）を遵守して災害の防止に努めなければならない。

(2) 屋外で行う測量業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

(3) 受託者は、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

(4) 受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

(5) 受託者は、測量業務現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。

6 受託者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

- 7 受託者は、屋外で行う測量業務の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 8 受託者は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第 34 条 臨機の措置

- 1 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。
- 2 監督員は、天災等に伴い成果品の品質及び工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第 35 条 履行報告

受託者は、契約約款第 11 条の規定に基づき、履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

第 36 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

- 1 受託者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
- 2 受託者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

第 37 条 行政情報流出防止対策の強化

- 1 受託者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
- 2 受託者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。
 - (1) 関係法令等の遵守
行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び委託者の指示する事項を遵守するものとする。
 - (2) 行政情報の目的外使用の禁止
受託者は、委託者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。
 - (3) 社員等に対する指導
 - ア 受託者は、受託者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
 - イ 受託者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
 - ウ 受託者は、委託者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対

し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。

(4) 契約終了時等における行政情報の返却

受託者は、本業務の履行に関し委託者から提供を受けた行政情報（委託者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において委託者から返還を求められた場合 速やかに直接委託者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(5) 電子情報の管理体制の確保

ア 受託者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報 管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。

イ 受託者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

(ア) 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

(イ) 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

(ウ) 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(6) 電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保

受託者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

ア 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

イ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ウ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

エ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

オ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(7) 事故の発生時の措置

ア 受託者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに委託者に届け出るものとする。

イ この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3 委託者は、受託者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。